

18歳, 19歳は「大人」ですか？

- 少年法適用年齢引下げ問題を考えるシンポジウム -

日 時：平成30年10月20日（土）
午後1時30分～4時30分
（開場午後1時）

場 所：鹿児島県市町村自治会館401号
参加費：無料



民法の成人年齢を18歳に引き下げる改正法が国会で成立しました。

そして、現在、少年法の適用年齢の引き下げについても、国の法制審議会で検討されています。

「最近では未成年者の凶悪犯罪が多いから、18歳以上は大人と同じ刑罰を科して抑止力を高めるべきだ」、「大人としての自覚を持たせるために、18歳以上は大人と同じように刑事罰を科すべきだ」という意見があります。

果たしてどうでしょうか。少年法上も18歳、19歳は「大人」として扱うべきなのでしょうか。

私たちは少年による犯罪の実情を知る方々にお話を聞き、皆さんと一緒に少年法の適用年齢引き下げについて考えるため、本シンポジウムを開催します。ぜひご参加ください。

プログラム（予定）

- 基調報告 「少年法適用年齢引下げに関する議論の現状について」
山崎健一 弁護士（神奈川県弁護士会）
- 基調講演 「少年事件における関係者の連携の現状と課題について」
岡田行雄 教授（熊本大学）
- パネルディスカッション

パネリスト

山崎健一 弁護士

岡田行雄 教授

久保健二 弁護士（福岡市子ども総合相談センター）

山口由美子 氏（西鉄バスジャック事件被害者）

大迫みちよ 氏（鹿児島少年友の会会員）

コーディネーター

鴨志田祐美 弁護士（鹿児島県弁護士会）



主催（問合せ先）：鹿児島県弁護士会 TEL 099-226-3765

共催：日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会